

監査公表第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、定期監査の結果を下記のとおり公表する。

平成 29 年（2017 年）3 月 15 日

湖南省監査委員 渡 邊 悦 夫
同 望 月 卓

定 期 監 査 結 果

1. 監査の概要

1) 監査の期間

・平成 29 年 1 月 23 日・24 日

2) 監査対象

・上下水道総務課、上下水道施設課、都市政策課、産業立地企画室、商工観光
労政課、農林保全課、土木建設課

2. 監査の方法及び着眼点

各所属とも、平成 28 年度（平成 28 年 11 月末現在）における財務事務及び事務事業等について、対象課から監査資料及び関係諸帳簿の提出を求め関係職員の説明を聴取し、適法性・経済性・効率性・効果を主眼として実施した。

3. 監査の結果

各所属とも事務事業等の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められるが、下記のとおり一部に早急に対処すべき事項及び改善すべき事項が見られたので対応されたい。

上下水道部

1. 上下水道施設課

- ・現在は稼働していない水道施設用地の一部を、ガス供給事業者に貸付けている物件について、その形態が水道施設の管理地内にあり、施設管理上不適切である。水道施設用地として必要な用地の一部を貸地として貸しているのは好ましくない。契約時の経緯はあると思うが、早急に何らかの処置をはかられたい。

建設経済部

1. 都市政策課

- ・公園用地の一部を駐車場への進入路として貸し付けているが、本来公園敷地であるので適切に整理されたい。

2. 商工観光労政課

- ・指定管理事業者からの協定書に基づく報告書に提出日が記載されておらずいつ提出されたものかわからないため、日付を記載するよう指導すること。また、他の回議書についても一部決裁日等の未記入文書があったため確実に記入すること。

3. 農林保全課

- ・測量設計の業務委託で業務完了後（検査日も同日）2箇月後の請求日となっているので業務が完了次第速やかに事務処理を進められたい。
- ・公有財産の貸付で、年度当初から貸し付けているにもかかわらず、9月に請求している。請求を年度当初にすべき物件であるので次年度からは改められたい。
- ・AEDのチェックリストによる日常チェックがなされていない施設があるので早急の実施されたい。

4. 土木建設課

- ・公有財産の貸付及び使用許可等で年度当初からの使用料等が発生しているものについては年度当初に請求をするよう事務手続きを改められたい。